

香川県報



第 63 号

平成 15 年

8月12日(火曜日)

告 示

香川県告示第四百六十四号
平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十五年八月二十日から施行する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表行政書士試験の項の次に次のように加える。

育休任期付職員登録試験	総合順位	最終合格発表の日 から一月間	総務部行政企画課 （ただし、看護師、 診療放射線技師、 理学療法士、作業 療法士、視能訓練 士、言語聴覚士、 臨床工学技士につ いては、健康福祉 部県立病院・施設 経営課）

香川県告示第四百六十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づ

き特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと

おり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 母體の種別
(一) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
丸龜市中津町1676番地
株式会社伏見製薬所

香川県告示第四百六十五号
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づ

き特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと

おり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 母體の種別
(一) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
丸龜市中津町1676番地
株式会社伏見製薬所

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正
（県民参画課） 一

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
（環境管理課） 三

生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定
（健康福祉総務課） 四

身体障害者福祉法の規定による事業者の指定
（障害福祉課） 五

知的障害者福祉法の規定による事業者の指定
（ ） 〃

児童福祉法の規定による事業者の指定
（ ） 〃

道路の供用開始（二件）
（道路保全課） 五

同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定
（建築課） 六

公 告

県営土地改良事業の工事完了
（土地改良課）

県営土地改良事業計画の変更
（ ）

開発行為に関する工事の完了
（都市計画課）

公安委員会規則

●指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則
六

監査委員公表

監査結果の公表

- 代表取締役 伏見 豊
 (2) 事業場の所在地及び名称
 丸亀市中津町1676番地
 株式会社伏見製薬所本社工場
 (3) 特定施設に関する事項

種 類	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設		
能 力	有効容量 4 m ³ 12基		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後 1 週間	
使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6 ~ 8	6 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	4,616	4,616
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	13,934	13,934
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	1	1
	窒素含有量 (mg/ℓ)	3.5	3.5
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.4	0.4
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	7	8	
特定施設の使用方法について参考となるべき事項	汚水等は、排水処理施設にて処理後、丸亀市下水道へ放流される。		

種 類	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設		
能 力	2 m ³ /時 2 基		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後 1 週間	
使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	8時間連続使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6 ~ 8	6 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1	1
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	1	1
	窒素含有量 (mg/ℓ)	3	3
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.3	0.3
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	7	8	
特定施設の使用方法について参考となるべき事項	汚水等は、排水処理施設にて処理後、丸亀市下水道へ放流される。		
(4) 汚水等の処理施設に関する事項			
種 類	排水処理施設		
能 力	250 m ³ /日		
汚 水 等 の 処 理 方 式	脱窒 + 活性汚泥処理		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		

期等	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	処理前及び処理後の汚水等の汚染状態				
				項目	処理前	処理後	最大	
			連続24時間	通常	最大	通常	最大	
				水素イオン濃度	7.0~8.5	7.0~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5
				生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	3,196	3,300	200	250
				化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	176	200	122	200
				浮遊物質 (mg/ℓ)	27	30	150	280
				窒素含有量 (mg/ℓ)	19,000	20,000	150	180
				りん含有量 (mg/ℓ)	0.01	0.05	14	16
				排出される汚水等の量 (m ³ /日)	75	250	190	250
その他参考となるべき事項				処理水は、丸亀市下水道へ放流される。				

(5) 排出水の汚染状態及び量
変更なし

(備考) 今回申請のあった特定施設から生じる汚水は、排水処理施設にて処理後、丸亀市下水道へと放流されるため、本事業場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年8月12日から
平成15年9月2日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
丸亀市生活環境部出生環境課

香川県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、五、一一	ふじい歯科クリニック	藤井 久俊	小豆郡池田町大字池田三三三三番地
平成一五、六、一一	医療法人優心会豊中大塚歯科医院	医療法人優心会	三豊郡豊中町大字笠田笠岡三〇三一番地四笠田ハイツ

香川県告示第四百六十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一一〇〇八九一	ワンハート介護サービスセンター	株式会社大讃総業	平成十五年八月一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一一〇〇九〇一一二	ほたるの里訪問介護事業所	特定非営利活動法人あじさいの会	平成十五年八月一日	身体障害者居宅介護
	綾歌郡分寺町国分二二八四番地一	綾歌郡分寺町新居三二九九番地五		

香川県告示第四百六十八号
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、
 指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二〇〇〇一一一三五	知的障害者入所更生施設高瀬荘 三豊郡高瀬町佐股乙四二五 三	社会福祉法人鶴足津福祉会 綾歌郡宇多津町浜五番丁五三 一一	平成十五年四月一日	知的障害者短期入所
三七〇〇二〇〇〇一四一三九	知的障害者通所更生施設高瀬荘 三豊郡高瀬町佐股乙四二五 三	社会福祉法人鶴足津福祉会 綾歌郡宇多津町浜五番丁五三 一一	平成十五年四月一日	知的障害者短期入所
三七〇〇二〇〇〇一七一三二	知的障害者入所授産施設高瀬荘 三豊郡高瀬町佐股乙四二五 三	社会福祉法人鶴足津福祉会 綾歌郡宇多津町浜五番丁五三 一一	平成十五年四月一日	知的障害者短期入所
三七〇〇二〇〇〇八九一一三	ワンハート介護サービスセンター 綾歌郡飯山町東坂元二〇〇四番地二	株式会社大讃総業 綾歌郡飯山町東坂元二〇〇四番地二	平成十五年八月一日	知的障害者居宅介護

香川県告示第四百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇三〇〇〇一四一三八	知的障害者通所更生施設高瀬荘 三豊郡高瀬町佐股乙四二五 三	社会福祉法人鶴足津福祉会 綾歌郡宇多津町浜五番丁五三 一一	平成十五年四月一日	児童短期入所
三七〇〇三〇〇〇八九一一二	ワンハート介護サービスセンター 綾歌郡飯山町東坂元二〇〇四番地二	株式会社大讃総業 綾歌郡飯山町東坂元二〇〇四番地二	平成十五年八月一日	児童居宅介護

香川県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月十二日から同年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一 道路の種類 県道（一般） 二 路線名 岩崎高松線（百六十六号） 三 道路の区域			
香川郡香川町大字川東上字一小路八一八番 二地先から	一一・〇	二二・〇	平成十三年香川県告示第三百十八号で変更した区域
香川郡香川町大字川東上字一小路八〇八番 三地先まで	一九・四	二二・〇	

四 供用開始の期日 平成十五年八月十二日

香川県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月十二日から同年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 原田琴平線（二百六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市田村町八七〇番一地先から 丸亀市田村町八六九番三地先まで	〇・二 三・二	七〇	平成十三年 香川県告示 第七百八十 八号で変更 した区域

四 供用開始の期日 平成十五年八月十二日

香川県告示第四百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定により認定をしたので、同条第六項の規定により次とおり告示する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 認定番号 第一号
 - 二 認定年月日 平成十五年八月四日
 - 三 公告対象区域を公告した告示 平成十四年香川県告示第五百七十号
- 関係図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において縦覧に供する。

公 告

香川県公告第五百一号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良事業名	地区名	工完了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）ため池等整備工事（一般型）	泥池地区	平成一五、三、一五
県営ため池等整備事業（小規模）ため池等整備工事（都市型）	西村池地区	平成一五、五、二八

香川県公告第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業財田地区）計画を平成十五年八月四日変更した。

その関係書類を財田町事業課において平成十五年八月十九日から同年九月八日まで縦覧に供する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第五百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
木田郡牟礼町大字大町字中代一六三〇 三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
木田郡牟礼町大字大町一五三〇番地一
藤井 一伸

公安委員会規則

指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一篇を改正する規則を「
」として公布する。

平成十五年八月十二日

香川県公安委員会委員長 神 原 豊

香川県公安委員会規則第十七号

指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一篇を改正する規則
指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（平成十四年香川県公安委
員会規則第十号）の一篇を次のように改正する。

本規則の条中「財務省田圃課長が定める」とを「
」と改訂し、公布の日から施行する。

規 則

「」の條を「」の條に改訂する。

細則等公布表

香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年8月12日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭

同 名 和 基 延

同 同 石 川 桐 治

同 同 同 廣 瀬 員 義

1 監査対象部局 健康福祉部

2 監査対象年度 平成14年度

3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

中讃福祉事務所

平成15年4月14日

西讃保健福祉事務所 平成15年4月15日

保育専門学院 " "

身体障害者総合リハビリテーション
センター 身体障害者相談所 " "

中讃保健所 平成15年4月17日

中讃保健所坂出支所 " "

中讃保健所琴平支所 " "

精神保健福祉センター " "

食肉衛生検査所 平成15年4月18日

子ども女性相談センター 平成15年4月21日

知的障害者相談所 " "

新道学園 " "

東讃保健福祉事務所 平成15年4月24日

川部みどり園 " "

健康福祉総務課 平成15年5月8日

長寿社会対策課 " "

子育て支援課 " "

障害福祉課 平成15年5月9日

医務国保課 " "

薬務感染症対策課 " "

生活衛生課 平成15年5月12日

県立病院・施設経営課 " "

医療短期大学 平成15年6月26日

龜山学園 " "

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、そ
の都度関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

<p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 扶養手当の支給について 別居の親を扶養親族として認定する場合には、収入状況に関する証明書等同居の場合に必要とされる書類に加え、別居の理由及び扶養の方法を具体的に記載した書類の提出を求めることとしているが、運用上の要件である親への仕送り額が親の収入額全体の3分の1以上であることについての確認がなされていないものが見受けられたので、支給要件を十分確認し、必要に応じて適切な措置を講じる必要がある。(保育専門学院)</p> <p>イ 通勤手当の支給について 自動車で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものが見受けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。(保育専門学院)</p> <p>ウ 超過勤務手当の支給について 休日新たに8時間未満の勤務を命じる場合において、正規の勤務時間内の勤務については休日給を、正規の勤務時間外の勤務については支給割合100分の135の超過勤務手当を支給すべきところ、誤って半日勤務時間の割振り変更を行い、勤務を割り振られた4時間を超えて勤務した時間について支給割合100分の125の超過勤務手当を支給しているので、超過勤務手当については正当額との差額分を返納させるとともに、休日給を追給する必要がある。(東嶽保健福祉事務所)</p> <p>エ 児童福祉業務手当の支給について 月額で支給される児童福祉業務手当は、6日(週休日及び休日を除く。)以上勤務しなかった場合、日割計算することとなるが、週休日の割振り変更により当該月の勤務を要する日数が増加したにもかかわらず、これを考慮せずに日割計算をしたことから、手当額を誤って支給しているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(亀山学園)</p> <p>オ 県内旅費の支給について</p>	<p>平成14年4月分から平成15年1月分までの職員全員の県内旅費の支給事務が滞り、平成15年4月に支払われた。(精神保健福祉センター)</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p>
--	---

平成十五年八月十二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています